

2024年4月17日

結審にあたり

住民訴訟原告団

1995年の阪神淡路大震災以来30年にわたり建設の是非をについて神戸市と地元住民が対立してきた都市計画道路須磨多聞線（西須磨）建設をめぐる争われてきた住民訴訟が本日4月17日、神戸地方裁判所で結審しました。

本件訴訟は、2020年（令和2年）12月17日に地元住民等534名が久本喜造神戸市長を相手取り工事請負代金の支出差止め等を求めて提訴した住民訴訟で、このたび提訴以来3年4ヶ月を経て結審したものです。

裁判では11回にわたり口頭弁論が開かれ、原告住民側から233件、被告神戸市側から42件、合計275件の書証が提出され、また原告から18本、被告から14本の準備書面が提出されるなど厳しい応酬が交わされてきました。

裁判中も、被告神戸市はこれまでの経緯などについて不合理な弁明や虚偽と欺瞞だらけの荒唐無稽な主張を繰り返してきましたが、原告は一貫して証拠に基づき事実を立証するとの姿勢でこの裁判に取り組んできました。

裁判における争点は同線の合理性や必要性、地元地域の環境悪化、神戸市の住民に対する背信的行為や神戸市都市計画審議会における審議不尽など多岐にわたりますが、いずれも原告側の主張は十分に立証されたものと確信しています。

なお、上記「陳述書」等の裁判資料は下記ホームページに全文掲載していますので、ご参照下さい。

以上

西須磨都市計画道路訴訟原告団ホームページ

<https://nishisuma-douro.org>

* 「西須磨道路裁判」で検索してもアクセスできます。